



アセットマネジメントOneが野村不動産マスターファンド投資法人<3462>株式の大量保有報告書を提出



東の野村不動産マスターファンド投資法人<3462>について、アセットマネジメントOneが11月20日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「投資信託または投資一任契約に基づき投資権限を有するもの。」によるもの。

報告書によると、アセットマネジメントOneの野村不動産マスターファンド投資法人株式保有比率は、5.04%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年11月13日。